

【資料 2】

若者チャレンジ応援事業（新規採択分）業務委託仕様書

1 委託業務の名称

若者チャレンジ応援事業（新規採択分）業務委託

2 委託業務の目的

若者が活躍できる社会の実現を目指し、若者の意欲や斬新なアイデアを地域活性化につなげる機会を創出するため、夢の実現を目指す若者の戦略的な取組を支援する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 委託業務の内容

この委託業務は、県が「2 委託業務の目的」を達成するために交付する「若者チャレンジ応援事業（以下「本事業」という。）」の応募者（以下「応募者」という。）の掘り起こし、応募者の企画練り上げに対する支援、採択者を決定するための審査会（以下「審査会」という。）の運營業務、採択者に対する計画（補助金交付申請書等の作成を含む。）から実施までの各段階での切れ目のない支援、及び採択者に対して専門的な知見に基づいた助言等を行うアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣や本事業の一般広報活動等を行うものであり、その詳細は次のとおりである。

（1）応募者掘り起こしプロモーション

応募者の掘り起こしに向けた本事業の周知活動として次の①～④を行うものであり、各詳細は次のとおりとする。

①本事業のアイキャッチとなるロゴ及びメインビジュアルの制作

ホームページや各種広告等で使用するロゴやメインビジュアルを制作し、納品すること。なお、閲覧者の記憶に残るようなデザイン案とし、事業のイメージアップにつながるものとする。

また、ファイル形式は J P G を基本とすること。

②ホームページの制作

本事業の募集（WEB 申込）やスケジュール、過去の採択者の事例等、事業全般に係る情報を周知・管理できるホームページを制作し、納品すること。

③SNS 及びWEBメディア等を用いた募集広告

いずれも「2 委託業務の目的」に記載している事業趣旨を踏まえ、対象年齢などの特性に合わせた媒体を選定し、応募者数の増加につながるものとする。

内容や頻度、回数等については、県と受託者が協議の上、決定するが、実施時期及び納期については、「5 留意事項」の（1）の実施スケジュールにおける募集期間内とすること。

SNS 広告については、募集概要等を端的に知らせる内容とすること。

WEBメディア等については、これまでの採択事例等を交えた制度趣旨全体が伝わる内容とすること。

④募集チラシ、ポスターの制作（デザイン制作、印刷及び納品まで含む。）

（仕様例）

（A）チラシ

- ・印刷部数 1,000部
- ・形式等 A4版、表裏両面、カラー（4色刷）

（B）ポスター

- ・印刷部数 300部
- ・形式等 B3版、表1面、カラー（4色刷）

また、（A）、（B）いずれもPDFデータを併せて納品すること。

※上記仕様は例示であり、印刷部数、形式は提案による。

（2）応募者の企画練り上げ支援

審査会の前段に、各応募者の企画内容の実効性向上を図ることを目的として実施する次の①、②及び③であり、各詳細は次のとおり。

①制度説明等を行うキックオフミーティングの開催

②企画内容の練り上げなどに資するワークショップの開催

ワークショップはコンセプトやターゲットの設定方法、市場動向やその分析方法など、応募者の企画内容の練り上げに資する情報を提供するものであること。

開催頻度はおおむね月1回とし、合計3回程度開催すること。

③オンラインによる相談対応

企画内容の練り上げに向けた応募者の個別相談対応を行うものであり、その頻度及び回数は「5 留意事項」の（1）の中間審査前に応募者1名について各2回以上、最終審査前に中間審査を通過した者に対して更に各1回以上行うこと。

（共通事項）

それぞれの実施スケジュールは「5 留意事項」の（1）のとおりであるが、県と受託者が協議の上、調整できるものとする。

また、①及び②については、現地参加及び対面形式を基本とするため、応募者が参加しやすい場所、日時等を設定するが、現地参加が困難な者への対応として、オンラインによる同時配信と、後日視聴も可能な録画配信も併せて行うこと。

なお、応募定員は「5 留意事項」（2）のとおりである。

（その他）

事業効果を高める観点から、①、②及び③の実施内容等に対する助言を行うほか、その他の効果的な手法等として独自提案を盛り込むこと。

（3）審査会運営業務

応募者の中から採択者を選定するための中間審査及び最終審査の2審査会の事前準備及び運営業務として次の①、②及び③を行うものであり、各詳細は次のとおりとする。

①外部選考委員3名の選定、日程調整及び謝金・旅費等の支払

外部選考委員については、多様な価値観に対応できるよう男女比に留意した上で、地域活性化に向けた取組を実践し一定の成果を収めている者や、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で応募内容を選考できる者とする。

また、応募者の血縁者や、応募者が携わっている事業の取引関係者など、一定の利害関係を有する者を選考委員とすることはできないので留意すること。

なお、外部選考委員は、県と受託者が協議の上、決定する。

②中間及び最終の2審査会の運營業務

採択者を決定するための審査会運營業務であり、各審査会の概要は次のとおりである。

(A) 中間審査

- ・ 応募者の中からおおむね半数程度を最終審査対象者として選出する。
- ・ 選考方法は、事前に応募者から審査書類を提出させ、書面により行う。

(B) 最終審査

- ・ 中間審査通過者を対象に審査を行い、採択者を決定する。
- ・ 選考方法は、応募者自らによるプレゼン内容を踏まえた審査とする。
- ・ 最終審査落選者のなかで、希望者に対するメンタリング（1回程度）
※落選者の提案についての助言等

その他、選考基準を含む運営方法等の詳細については、県と受託者が協議の上、決定する。

なお、採択予定件数は「5 留意事項」（2）のとおりである。

(4) 採択者支援

採択者支援は、採択者自身がその取組を円滑に進められるよう、現状や課題等を客観的な視点で把握し、方向性の整理等を図るために行う相談対応等であり、おおむね、次の内容を実施すること。

- ・ 採択者の取組テーマに関する課題整理
- ・ 採択者の取組テーマに関連する類似事例の紹介や、各種制度・セミナー等の情報収集及び提供
- ・ 留学・研修先等の情報提供やマッチング、入学に向けた各種調整及び受講支援
- ・ 採択者の企画の実現に向けた人的ネットワークの形成支援

なお、この相談対応等の頻度は採択後、令和6年度においては各採択者について合計2回以上行うものとする。

実施方法は対面方式、オンライン方式いずれでも可能とするが、採択者にとってより利便性の高い方法を選択すること。

また、相談対応を行った都度、その対応記録を受託者が作成の上、県宛てに提出すること。

(5) アドバイザーの派遣

アドバイザー派遣は、採択者の取組テーマに関係性の深い分野の専門家による助

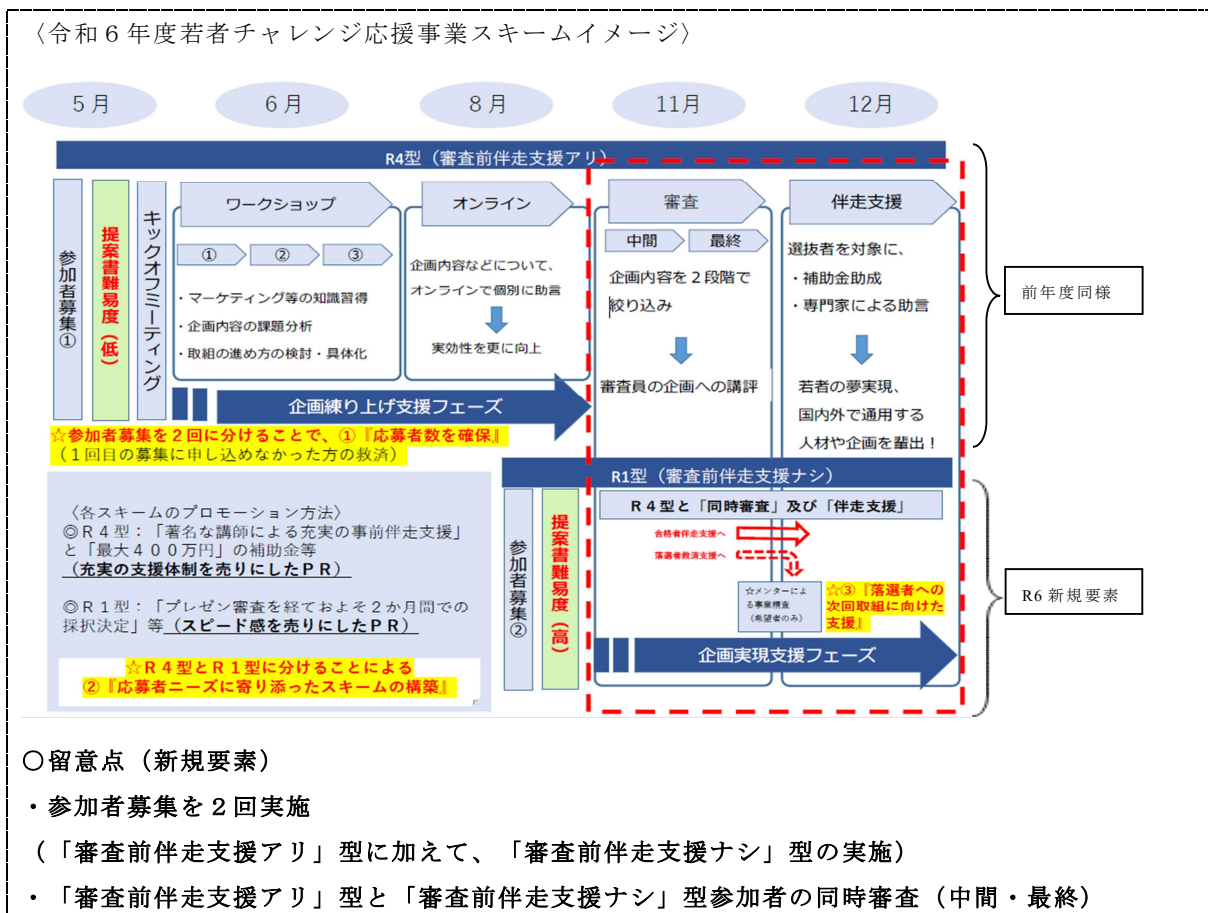
言機会を設けることで、企画内容の実現性向上等を図ることを目的に行うものであり、具体的には次の①から⑥までの業務を実施すること。

- ①アドバイザーの選定
- ②採択者及びアドバイザーとの調整
- ③派遣（オンラインによる面談及び助言も含む。）に係る諸準備
- ④採択者に関するデータのアドバイザーへの提供
- ⑤派遣当日の現地におけるコーディネート業務
- ⑥アドバイザーへの謝金・旅費等の支払
- ⑦派遣記録の作成及び県への報告

なお、アドバイザーの選定及び採択者とのマッチングに当たっては、採択者が希望するテーマや目的、取組段階に配慮したものとし、その人選についても、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で助言できる者を選定すること。

派遣の頻度は採択者1名について1回以上実施すること。

⑦については、派遣の都度、アドバイザーの概要や助言内容等を含めた記録を受託者において作成の上、県宛てに提出すること。



（6）WEBメディアを用いた一般広報

「2 委託業務の目的」のとおり、県内における若者の挑戦の機運醸成を図る観点から、令和6年度における本事業の実施状況等のほか、令和元年度からの成果等

を盛り込んだ広報記事を制作し、県による内容確認を経た上で、WEBメディア上で配信すること。

また、配信媒体についても上記の目的を踏まえて選定すること。

(7) 応募者を対象としたアンケート調査の実施

本事業の効果検証を目的に、応募者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。

なお、アンケート項目や実施時期などについては、県と受託者が協議の上、決定する。

(8) 報告書の作成

次の内容を盛り込んだ業務実績報告書を作成すること。

- ・ (1) から (7) までの実施及び分析結果
- ・ 若者チャレンジ応援事業の改善を要する事項等に関する提案 等

5 留意事項

(1) 令和6年度における本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定している。

- | | |
|-----------------|------------|
| ・募集期間①（伴走あり） | 6月中旬～7月中旬 |
| ・一次審査（書類審査） | 7月下旬 |
| ・キックオフミーティング | 8月上旬 |
| ・ワークショップ | 8月上旬～9月下旬 |
| ・オンライン相談対応 | 8月上旬～12月中旬 |
| ・募集期間②（伴走なし） | 9月～10月 |
| ・中間審査（書類審査） | 10月 |
| ・最終審査・採択者決定 | 11月 |
| ・採択者伴走支援 | 12月～3月 |
| ・WEBメディアによる一般広報 | 通年 |

(2) 本事業の応募数及び採択数は、次のとおり想定している。

- ・応募数・・・25件程度
- ・採択数・・・8件程度

なお、応募数等が想定を上回った場合、県と受託者が協議の上、調整を行うものとする。

(3) 本事業は、対象分野を限定せず、若者ならではの斬新なアイデアを生かした取組や、これまで取り組まれてこなかった分野への挑戦など、次代を担う若者の夢の実現を支援するものであることから、採択者の意向を尊重した支援内容とするよう工夫すること。

(4) 採択者への支援は採択から最長で2年間と長期に及ぶことから、事前に県と協議し、必要に応じて全体の支援計画を作成するなど、中長期的視点を持った効果的な支援を行うこと。

(5) その他事業効果を高めるための独自提案を盛り込むこと。

6 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- ・ 4 (1) ①本事業のアイキャッチとなるロゴ及びメインビジュアル原稿データ
- ・ 4 (1) ②WEBサイト原稿データ
- ・ 4 (1) ③SNS及びWEBメディア募集広告記事原稿データ
- ・ 4 (1) ④ポスター及びチラシの印刷物及び原稿データ
- ・ 4 (6) WEBメディア一般広告記事原稿データ
- ・ 4 (8) 報告書1部及び原稿データ (PDF等)

7 その他

- ・ この委託業務の実施に当たっては、県と十分に協議すること。
- ・ 成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・ 成果品の納品場所は、県あきた未来創造部地域づくり推進課とする。
- ・ この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。